

# 旧氏に関する請求における確認事項

私は旧氏の住民票等への記載・変更・削除について、下記の事項を了承のうえ請求します。

【記入日】 年 月 日 【署名】

※自署の場合、

【請求時必要書類】

(印)

押印不要

<input type="checkbox"/>	<b>戸籍謄本等</b> 旧氏を記載(変更)する場合、請求者ご自身が、当該旧氏が記載されている戸籍謄本等(除籍謄本等)から、現在の氏が記載されている戸籍謄本等まで連続したものを全てそろえて提出してもらう必要があります。(提出された戸籍謄本等は返却しません。) ※現在の戸籍謄本等で請求する旧氏が判明する場合、現在戸籍のみ提出ください。 ※播磨町が本籍地の場合も戸籍謄本等も提出していただく必要があります。 ※旧氏を削除する場合、戸籍謄本等は提出不要です。
<input type="checkbox"/>	<b>本人確認書類</b> 窓口に来られた方の本人確認書類の提示が必要になります。(公的機関発行の顔写真付き身分証明書は1点、写真なし身分証明書は2点必要です。コピーを取り、町で保管します。)
<input type="checkbox"/>	<b>委任状・確約書</b> 本人又は同一世帯員以外が窓口に来る場合、上記に加え「委任状」や「確約書」の提出が必要になります。
<input type="checkbox"/>	<b>個人番号カード</b> こちらのカードにも旧氏を記載します。個人番号カードについては、旧氏記載に関する請求から90日以内に更新手続きをしなければ失効するため、早めの更新手続きをお願いします。

## 【注意事項】

<input type="checkbox"/>	旧氏を記載すると、下記の住民課関係業務として発行する証明書等に氏名と合わせて旧氏が必ず併記されます。(いずれか一方を省略することはできません。) もし、旧氏の記載が不要となった場合は、旧氏の削除を請求してください ・住民票の写し ・住民票記載事項証明 ・個人番号カード ・署名用電子証明書 ・転出証明書
<input type="checkbox"/>	旧氏が記載されるのは、住民課関係業務として発行する証明書等のみです。 税関係の証明書など、本町の他の部署が発行している証明書や通知書、資格者証等には、旧氏は記載されません。
<input type="checkbox"/>	旧氏を記載している人が、本町から国内の他の自治体へ転出する場合は、「転出証明書」に旧氏が記載されるため、特別な手続きなく旧氏を引き継ぐことができます。
<input type="checkbox"/>	旧氏を記載している人が、国外へ転出し、その後国外から転入する際、引き続き国外転出当時の旧氏を記載したい場合は、「国外転出時の住民票の除票」を提出する必要があります。 ※播磨町から国外に転出し、播磨町に国外転入する場合は、提出不要です。
<input type="checkbox"/>	氏名の氏と同じ表記の旧氏を記載することはできません。 そのため、旧氏を記載している人が戸籍届出を行い、変更になった氏と記載している旧氏が同一になった場合は、町が職権で旧氏を削除します。
<input type="checkbox"/>	旧氏を記載できるのは、日本国籍の人のみです。 そのため、旧氏を記載している人が国籍喪失の届出を行い、外国籍になった場合は、町が職権で旧氏を削除します。
<input type="checkbox"/>	下記のとおり、原則、過去に記載した旧氏と同じ旧氏は記載できません。 ※旧氏を変更したい場合、現在の旧氏を記載した日以降に戸籍届出により変更した氏の直前の氏に限り、変更することができます。 ※旧氏を削除した人が、再度旧氏を記載したい場合、旧氏を削除した日以降に戸籍届出により変更した氏(かつ、現在の氏とは異なる氏)に限り、記載することができます。